

地元企業の人材確保を応援!!



久留米市内の中小企業等のみなさま

奨学金代理返還支援制度を 導入してみませんか？

物価高騰の影響を受けている中小企業等の従業員の経済的負担を軽減することにより、人材確保・定着を図るため、日本学生支援機構の奨学金代理返還支援制度を新たに導入する企業を支援します！

※従業員や企業が支払う返還額を補助するものではありません。

交付額
(定額)

30万円

学生の2人に1人が
奨学金を利用している時代！

企業イメージの向上や、従業員
のモチベーションアップに！

奨学金代理返還制度の導入で
企業のイメージUP!
久留米市が
導入企業をPR!!



導入している企業の声

- ・制度を導入している企業からは「人材を確保できた」、「従業員の福利厚生として、他社との差別化ができた」などの声があり、人材確保・定着に効果が出ています。
- ・また、制度導入の手続きは「思ったよりも簡単だった」との声があります。

申請までの流れ

ホームページで詳細をご確認のうえ、必ず事前にご相談ください。

STEP1

事前相談

制度の導入前に、
必ずご相談ください！

STEP2

奨学金代理返還
支援制度を導入

日本学生支援機構に申込み、
就業規則等に内容を定める

STEP3

従業員に周知
制度導入を公表

社内掲示板で周知、
ホームページ掲載など

STEP4

必要書類を
揃えて申請

持参又は郵送

申請期間

令和8年7月1日から令和9年2月19日まで

ただし、予算額の上限に達した場合、受付を終了します。

お問合せ
ご相談

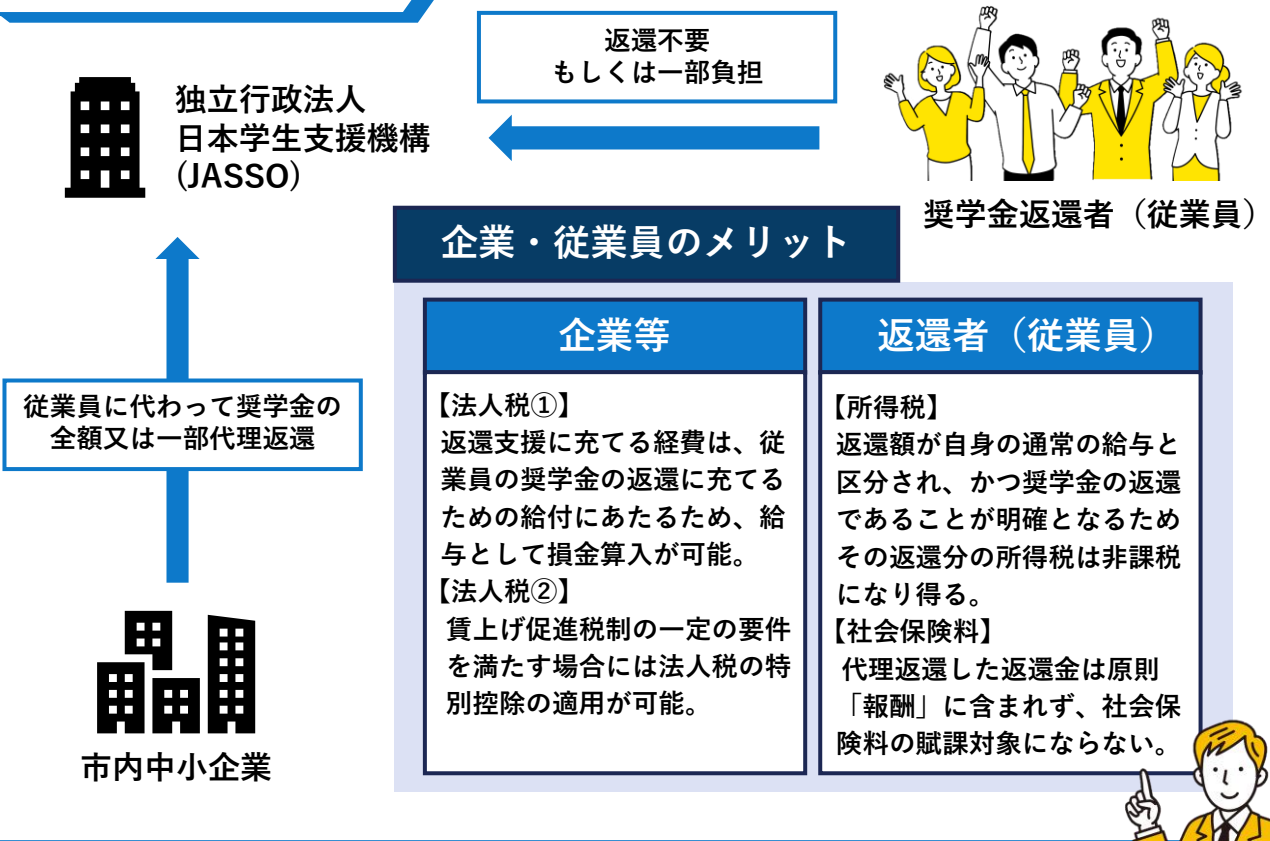
久留米市雇用・就労推進協議会事務局（久留米市商工観光労働部労政課）
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
TEL：0942-30-9046 / FAX：0942-30-9707
MAIL：rousei@city.kurume.lg.jp
担当者：道下・牛嶋

主な申請要件

- (1) 市内に本店もしくは本社がある中小企業者等(※)であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員が1人以上いること。
- (4) 国、県又は市町村が出資により権利を有する事業者でないこと。
- (5) 同一年度内において、他の制度導入にかかる交付金等の交付を受けていないこと。
- (6) 奨励金の交付決定を受けた日から、5年以上奨学金代理返還支援制度を継続して実施する意思があること。

※久留米市奨学金代理返還支援制度導入奨励金交付要綱第3条に規定する中小企業等

代理返還支援制度の概要



その他

- 1 本奨励金を活用して奨学金代理返還支援制度を導入した企業は、久留米市のHPや久留米市雇用・就労推進協議会のInstagramでPRします。
- 2 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金代理返還支援制度の申込方法や、その他詳細については下記より、直接同機構にお問い合わせください。

独立行政法人 日本学生支援機構の代理返還支援制度の詳細は、下記URL
もしくは右の二次元コードからご確認ください。

URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



TEL : 03-6743-6029 月曜日～金曜日 : 9時00分～17時00分 (土日祝日・年末年始除く)